

官報号外 昭和二十二年六月二

号外 昭和二十二年六月二十九日

○第一回 參議院會議錄第七号

昭和二十二年六月二十八日(土曜日)午前十時八分開義

議事日程 第六号

昭和二十二年六月二十八日

午前十時開會

二十四名發議

○課長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

去る三日本院は六月四日から同月二十一日まで十九日間休会することを議決

し、即日その旨を衆議院及び内閣に通知した。

同月二十二日まで十九日間休会する旨
の通电を下す。

の通知書を受領した
去る六日謹負から左の質問主意書を提

市立生活安定に関する質問主意書

來乙彦君提出

政府委員に任命することを承認した旨
回答した。

内閣官房次長
龍川 末一君

官報号外 昭和二十二年六月二十九日

参議院全議録第七号 議長の報告

し、同條第二項中「会議録を訂正した」とことに対して、「」を「会議録に記載し大項及び会議録の訂正に対し」と改める。

第百五十三條を第二百五十九條とし、以下第二百七十三條まで順次繰り下げる。

第二百七十四條を第二百八十條とし、

同條第一項中「委員を派遣する場合は、」の下に「委員長の要求又は」を加える。

第二百七十五條を第二百八十一條とし、同條中「審査又は調査のため、」の上に「委員会が」を加え、「議員」を「議員」に改め、「委員は、その委員長を経て、これを求めることができる。」を削る。

第二百七十六條を第二百八十二條とし、以下第二百二十四條まで順次繰り下げる。

第二百二十五條を第二百三十一條とし、同條中「第二百十八條」を「第二百二十四條」に改める。

第二百二十六條を第二百三十二条とし、以下第二百二十八條まで順次繰り下げる。

第二百二十九條を第二百三十五条とし、同條に次の二項を加える。

委員長の制止又は発言取消の命令に従わない者に対するは、委員長は、本規則第四十一条によりこれを処分するの外、なお懲罰事犯として、これを議長に報告し处分を求めることができる。

第二百三十條を第二百三十六條とし、以下順次繰り下げる。

右の規則案を國会法第五十六条によつて審議する。

昭和二十二年六月二十二日

発議者

木内 四郎

高橋龍太郎

鈴木 勘

高武

結城 安次

康麿

鈴井 謙平

下條 康麿

野田 雄作

辰郎

竹下 龍次

松本治一郎

藤井 新一

大庭 普三

佐佐 弘雄

東浦 庄治

伊東 隆治

榎原平太郎

塚本 重誠

浅岡 信夫

板野 勝次

木下 盛雄

天田 勝正

島 清

佐々木良作

高橋平恒雄殿

參議院規則

日 次

第一章 參議院の成立及び役員の選舉

第二章 内閣総理大臣の指名

第三章 開会式

第四章 会期の決定、会期の延長及び国会の休会

第五章 議案の発議及び撤回

第六章 議案の付託

第七章 委員会

第一節 通則

第二節 公聴会

第三節 委員会の報告

第四節 常任委員会

第五節 特別委員会

第六節 会議

第七節 動議

第八節 発言

第九節 表決

第十節 自由討議

第十一章 請願

第十二章 質問

第十三章 会議録

第十四章 請願

第十五章 參議院との関係

第十六章 國民及び官廳との関係

第十七章 請職

第十八章 資格手続

第十九章 兩院法規委員会の委員その他の選舉

第二十章 補則

第二十一章 議院の成立及び役員の選舉

第二十二章 傷病

第二十三章 紀律及び懲察

第二十四章 補則

第二十五章 議院の成立及び役員の選舉

第二十六章 傷病

第二十七章 紀律及び懲察

第二十八章 補則

は、當選証書を事務局に提示し、これと當選人名簿との対照を受けなければならぬ。

集会した議員が總議員の三分の一に達したときは、議長は、議長席に着く。

議長席に着く。

告する。

投票の過半数を得た者を當選人とする。投票の過半数を得た者を當選人とする。得た者二人について複選投票を行ふ。但し、得票数が同じときは、二人又は当選人を、くじで定める。

投票の過半数を得た者を當選人とする。但し、得票数が同じときは、二人又は当選人を、くじで定める。

は、これを選任する。

常任委員の選任は、すべて議長の指名による。

第十六条 召集の當日に常任委員長がないときは、議長の選挙の例により、その選舉を行う。議院は、常任委員長の選任を議長に委任することができる。

第十七条 召集の當日に事務総長がないときは、議長の選挙の例により、その選舉を行なう。議院は、常任委員長の選任を議長に委任することができる。

第十八条 議院は、事務総長の選任を議長に委任することができる。

第十九條 議長、副議長、常任委員長及び事務総長の選挙が終つたときは、又はその選挙を要しないときは、議長は、議院の成立を宣告し、直ちにこれを衆議院及び内閣に通知する。

第二十条 会期中に議長、副議長、常任委員長若しくは事務総長が欠けたときに行なう選挙及び常任委員長が欠けたときにに行なう選任、及び仮議長の選挙については、第四條以下の一例による。

第二章 内閣総理大臣の指名單記名投票で指名される者を定め、その者について議決する。

投票の過半数を得た者を指名される者とする。投票の過半数を得た者がないときは、投票の最多数を得た者二人について決選投票を

行い、多數を得た者を指名される者とする。但し、得票数が同じと

きは、決選投票を行なわなければならぬ二人又は指名される者を、議院その他の方法により指名される者を定める。

議院は、投票によらないで、動議、提出又は送付と同時に書面で定めることができる。

第三章 開会式

第二十一條 開会式の日時及び場所は、議長が衆議院議長と協議してこれを定める。

第四章 会期の決定、会期の延長及び国会の休会

第二十二條 臨時会及び特別会の会期は、その会期の始めに議長が衆議院議長と協議した後、議院がこれを行なうことを定める。

第二十三條 國会の会期の延長及び前項の議決の結果は、直ちにこれを衆議院及び内閣に通知する。

第二十四條 國会の休会については、前條の規定を適用する。

第五章 議案の発議及び撤回

第二十五条 前條の議案のうち両院の議長を要するものについては、議院がその旨を請求して、それを議長に提出しなければならない。

第二十六条 議長は、議案を印刷させ、各議院に配付する。

第二十七条 衆議院及び内閣から議案が提出されたときは、議長は、議案が送付されたとき、及び予備審査のため衆議院及び内閣から議案が送付されたときは、議長は、これを印刷させ、各議院に配付する。但し、提出案及び送付案がすでに予備審査のため配付された議案と同一の場合は、この限りでない。

第二十八条 議員が、その発議案及び動議を撤回しようとするときは、發議者の全部からこれを請求しなければならない。

第二十九條 議員が、その発議案及び動議を撤回しようとするときは、發議者の全部からこれを請求しなければならない。

第三十条 議員が、その発議案及び動議を撤回しようとするときは、發議者の全部からこれを請求しなければならない。

第三十一条 議員及び常任委員長に事故があるときは、理事事がその職務を代理する。

第三十二条 議員及び常任委員長に事故があるときは、議院がその旨を請求して、議院がその旨を許可する。

第三十三条 議員が、その発議案及び動議を撤回しようとするときは、發議者の全部からこれを請求しなければならない。

第三十四条 議員が、その発議案及び動議を撤回しようとするときは、發議者の全部からこれを請求しなければならない。

第三十五条 議員が、その発議案及び動議を撤回しようとするときは、發議者の全部からこれを請求しなければならない。

査のためこれを衆議院に送付する。

第二十六條 委員会の審査を省略する必要のある議案については、発議者、衆議院又は内閣からその発議、提出又は送付と同時に書面でその旨を議長に申出なければならぬ。この場合においては、議長は、先づ委員会の審査を省略するかどうかを議院に諮らなければならぬ。

第二十七條 衆議院及び内閣から議案が提出されたときは、衆議院から議案が送付されたとき、及び予備審査のため衆議院及び内閣から議案が送付されたときは、議長は、これを印刷させ、各議院に配付する。但し、提出案及び送付案がすでに予備審査のため配付された議案と同一の場合は、この限りでない。

第二十八條 議員が、その発議案及び動議を撤回しようとするときは、發議者の全部からこれを請求しなければならない。

第二十九條 議員が、その発議案及び動議を撤回しようとするときは、發議者の全部からこれを請求しなければならない。

第三十条 委員会に一人又は数人の理事は、委員の中から無名投票でこれを互選する。但し、互選は推論の方法によることを妨げない。

第三十一条 委員及び常任委員長に事故があるときは、議長は、その旨を議院に報告しなければならない。

第三十二条 議院運営委員会及び图书馆運営委員会は、議院又は图书馆の運営に関しては、会期中、何時でも、委員会を開くことができる。

第三十三条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合委員会を開くことができる。

第三十四条 委員会は、議院の会議時間中に、これを聞くことができる。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

第三十五条 委員会は、議院の会議時間中に、これを聞くことができる。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

第三十六条 委員会は、議院の会議時間中に、これを聞くことができる。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

第三十七条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合委員会を開くことができる。

第三十八条 委員会は、議院の会議時間中に、これを聞くことができる。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

第三十九條 委員長は、委員会の開会の日時を定める。

第四十条 委員会は、議案が付託されれたときは、先づ議案の趣旨につ

めたものについては、議院に諮り、特別委員会に付託することを決定する。議案以外のものを付託する場合においても、議院規則に特別の規定があるものの外、同様とする。

第七章 委員会

第一節 通則

第三十條 委員会に一人又は数人の理事は、委員の中から無名投票でこれを互選する。但し、互選は推論の方法によることを妨げない。

第三十一條 委員及び常任委員長に事故があるときは、議長は、その旨を議院に報告しなければならない。

第三十二条 議院運営委員会及び图书馆運営委員会は、議院又は图书馆の運営に関しては、会期中、何時でも、委員会を開くことができる。

第三十三条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合委員会を開くことができる。

第三十四条 委員会は、議院の会議時間中に、これを聞くことができる。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

第三十五条 委員会は、議院の会議時間中に、これを聞くことができる。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

第三十六条 委員会は、議院の会議時間中に、これを聞くことができる。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

第三十七条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合委員会を開くことができる。

第三十八条 委員会は、議院の会議時間中に、これを聞くことができる。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

第三十九條 委員長は、委員会の開会の日時を定める。

第四十条 委員会は、議案が付託されれたときは、先づ議案の趣旨につ

査をすることができる。

第三十五條 委員会は、付託事件の外、議長の承認した事件について、調査をすることができる。

委員会は、議長の承認を求めるため、その調査しようとする事件の名称又は調査の目的、利益、方法、期間及び費用を明かにした文書を議長に提出しなければならない。

第三十六条 委員会は、議院運営委員会及び图书馆運営委員会は、議院又は图书馆の運営に関しては、会期中、何時でも、委員会を開くことができる。

第三十七条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合委員会を開くことができる。

第三十八条 委員会は、議院の会議時間中に、これを聞くことができる。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

第三十九條 委員長は、委員会の開会の日時を定める。

第四十条 委員会は、議案が付託されれたときは、先づ議案の趣旨につ

いて説明を聽いた後、審査に入る。

第四十一条 委員長は、委員会の議事を整理し難いときは、休憩又は散会を宣告することができる。

第四十二条 委員が國会法又はこの規則に違いその他委員会の秩序を乱し又は議院の品位を傷けるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取消せる。命に從わないときは、委員長は、当日の委員会を終るまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第四十三条 委員は、議題について、自由に質疑し及び意見を述べることができる。

第四十四条 委員会が、國務大臣、その要求の順序によつて、委員長がこれを許可する。

第五十条 討論が終局したときは、委員長は、問題を宣告して表決に付する。

第五十一条 議院は、期限を定め、委員会をして審査又は調査の報告を付する。

第五十二条 委員会又は分科会は、審査又は調査の便宜のため小委員会を設けることができる。

第五十三条 委員長は、他の委員会に出席して、発言することができ

る。

第五十四条 委員会が、閉会中もな

らない。

第五十五条 委員長は、これに議院に詔勅の発言を許可することができ

る。

第五十六条 委員長が、自ら討論しよとするときは、委員席に著かなければならぬ。

第五十七条 委員長が、討論したときは、その委員は、予め修正案を委員長に提出しな

り、質疑又は討論の時間と予め制限することができる。

第五十八条 委員は、質疑終局の動議及び討論終局の動議を提出することができる。

第五十九条 議院は、期限を定め、委員長は、問題を宣告して表決に付する。

第六十条 前三條に定めるものの外、委員会議録については、第十

ければならない。

第五十七条 委員会においては、委員会議録を作成する。

第六十一条 前三條に定めるものの外、委員会議録については、第十

第六十六條 委員長は、公聴会の日時及びその問題を公示する。

第六十七条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書で、予めその理由及び問題に対する賛否をその委員長に申出なければならない。

第六十八条 公聴会において意見を聽く利害関係者及び學識経験者等（これを公述人といふ）は、予め申出た者及びその他の者の者の中から、委員会においてこれを定め、本人にその旨を通知する。

第六十九條 公聴会は、議案の審査のために、これを聞くことができる。

第七十条 公聴会は、議員でない者が、重要な議案について、公聴会を開くことを希望するときは、その委員長に申出なければならない。

第七十一条 公聴会は、議案の範囲を超え又は公述人に不相当な言動があつたときは、委員長は、その發言を禁止し又は退場を命ずることができる。

第七十二条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができない。

第七十三条 委員会が、付託又は承認された事件について、審査又は調査を終えたときは、委員長は、報告書を作り、多数意見者の署名を附して、議院に提出しなければならない。少數意見の報告書について、また、同様とする。

委員長の報告書には、委員会の決定の理由、事件の利害得失、費用その他のについて簡明に説明した事件の要領書を添えなければならない。

第七十四条 議院は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

第七十五条 各常任委員会の委員の負担及びその所管は、左の通りとする。

第七十六条 第四節 常任委員会

第七十七条 公聴会の開催は、委員長が閉会中もなお審査又は調査を繼續することに決したときは、

第七十八条 委員長は、直ちにこれを衆議院及び内閣に通知する。

第七十九條 委員長は、委員会の開催に付することができる。

第八十条 委員長は、公述人に質疑することができる。

第八十一条 委員長は、公述人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができない。

第八十二条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができない。

第八十三条 公聴会は、予備審査の件について、次の会期の始めに、

第八十四条 公聴会は、予備審査のためにも、これを聞くことができる。

第八十五条 公聴会は、委員長が、これを決定する。

第八十六条 委員会が、閉会中、その

第八十七条 委員会が、閉会中、その

第三節 委員会の報告

場合は、委員長が、衆議院の委員長と協議した後、その決議をしなければならない。

第七十八條 常任委員会は、合同審査会に付した事件については、その合意審査会が終るまで、表決をしてはならない。

第五節 特別委員会

第七十九條 特別委員の数は、議院の議決でこれを定める。但し、必要があるときは、議院は、これを増加することができる。

第八十條 特別委員の選任は、すべて議長の指名による。特別委員が欠けたとき、また、同様とする。

第八十一條 特別委員会は、無名投票で委員長を選任する。但し、互選は推薦の方法によることを妨げない。

委員長の選任を終るまで、委員会に関する事務は、委員中の年長者がこれを行う。

第六章 会議

第一節 開議、散会及び延会

第八十二条 会議は、午前十時に始める。但し、議長が必要と認めたときは、この限りでない。

第八十三条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は、散会を宣告することができる。議事を終らない場合でも、議長は、必

要と認めたときは、議院に詔り、

又は午後四時に至れば、議院に詔らないで、延会を宣告することができる。

第八十四條 議事開始の時刻に至つたときは、議長は、議長席に著き、諸般の事項を報告した後、会議を開く旨を宣告する。

議長が開議を宣告するまでは、何人も、議事について発言することができない。

第八十五条 出席議員が定足数に充たないときは、議長は、延会を宣告する。会議中に退席者があつて定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告することができる。

会議中に定足数を欠くに至る處があると認めたときは、議長は、議員の退席を禁じ、又は議場外の議員に出席を要求することができる。

第二節 討論

第三節 勘定

第九十一条 國會法及びこの規則において特に定めた場合を除き、すべて動議は一人以上の賛成者を得て動議とする。

第四節 発言

第五節 質疑

第九十二条 会議において発言しようとするとする者は、予めその旨を委員会に通告することを要する。但し、止むを得ないときは、この限りでない。

第六節 議事日程

第八十六条 議長が散会、延会又は休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

議員は、会議中、定足数を欠いてあると認めたときは、議長に出席の数を計算することを要求することができる。

第九十三条 委員会は、その委員の中から、討論者を指名して、議長に申出ることができる。議長がこ

よめ各議員に配付する。

第八十八条 議長が必要と認めたとき、又は議員の動議があつたときは、議長は、討論を用いないで、議院に詔り、議事日程の順序を変更することができる。

第八十九條 議長が緊急事件と認めたとき、又は議員が緊急事件について開議の動議を提出したときは、議長は、討論を用いないで、議院に詔り、これを議事日程に追加することができる。

第九十条 議事日程に記載した事件の会議を開くことができなかつたとき、又はその議事を終らなかつたときは、議長は、これを最近の議事日程に記載しなければならない。

第三節 勘定

第一節 発言

第九十七条 通告しないで発言しようとするとする者は、起立して議長と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得た後、発言することができる。

第二節 質疑

第三節 討論

第九十八条 二人以上起立して発言を始めたときは、議長は、先起立者と認めた者を指名して、発言させ

第四節 報告

第九十九條 すべて発言は、演壇においてこれをなさなければならぬ。但し、発言が極めて簡単な場合その他の特に議長が許可したとき

の申出を承認したときは、他の通報者より先きにその発言を許さなければならない。

第一百條 議長は、何時でも、自席で發言している者に対し、演壇で發言することを求めることができる。

第一百一條 発言は、すべて、議題の外に涉り、又はその範囲を超えてはならない。

第九十五条 参事は、質疑又は討論の通告については、通告の順序によつて、これを發言表に記載し、議長に報告する。

議長は、質疑又は討論に当り、發言表により順次に発言者を指名する。

第四節 勘定

第一節 発言

第一百一十六条 通告をしない者は、通告の効力を失う。

第二節 質疑

第三節 討論

第一百一十七条 通告しないで発言しようとするとする者は、起立して議長と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得た後、発言することができる。

第四節 報告

第一百一十八条 二人以上起立して発言を始めたときは、議長は、先起立者と認めた者を指名して、発言させ

は、自席から発言することができる。

第一百條 議長は、何時でも、自席で發言している者に対し、演壇で發言することを求めることができる。

第一百一條 発言は、すべて、議題の外に涉り、又はその範囲を超えてはならない。

第一百一十六条 委員会に付託した議案の会議においては、議案の質疑に入るために、先ず委員長が、議案の内容について説明した後、委員会の賛成及び結果を報告する。この報告内容については、予め多数意見者の承認を経なければならない。

第一百一十七条 委員長は、報告に当つて、自らの意見を加えることができる。

第五節 報告

第一節 報告

第一百一十八条 委員長の報告に次いで少數意見者がその少數意見を報告する。数個の少數意見がある場合

第一百四十條 記名投票を行う場合には、問題を可とする議員はその氏名を記した白色票を、問題を否とする議員はその氏名を記した青色票を投票する。

第一百四十一條 記名投票を行うときは、議場の入口を閉鎖する。

第一百四十二條 投票が終つたときは、議長は、その結果を宣告しなければならない。

第一百四十三條 議員は、自己の表決の更正を求めることができない。

第一百四十四條 議長は、問題について、異議の有無を議院に諮ることができる。異議がないと認めたときは、議長は、可決の旨を宣告する。但し、議員が、問題について、又は議長の宣告に対して、異議を申立てたときは、議長は、本節に規定する他の方法によつて、表決を採らなければならない。

第七節 自由討議
第一百四十五條 自由討議の会議を開く場合は、議長は、予めその日時及び発言の時間を定めて、これを議院に報告しなければならない。

第一百四十六條 自由討議における発言に対して、議員が表決を求める動議を提出したときは、議長は、討論を用いないで、議院に語りこれを決する。

表決を求める動議が可決された場合は、議長は、その問題について

て、討論を許さなければならぬい。

第九章 質問

第一百四十七條 議長は、議院又は議長の承認した質問主意書及びこれに対する内閣の答弁書を、印刷させ、各議員に配付する。

第一百四十八條 内閣は、質問に対しても、口頭で答弁することができ、前項の答弁に対する質問者は、口頭で、更に質問することができる。

第一百四十九條 國會法第七十四條第四項により質問主意書を会議録に掲載する場合において、議長は、その主意書が簡明でないと認めたときは、これを簡明なものに改めさせることができる。

第十章 会議録
第一百五十條 会議録には、速記法によつて、すべての議事を掲載しなければならない。

第一百五十一條 國會法に特別の規定があるもの、及び特に議院の議決を終たものは、これを会議録に掲載する。

第一百五十二条 請願書は、請願者の氏名(法人の場合にはその名称)及び住所(住所のない場合は居所)を記載したものでなければならない。

第一百五十三条 請願書は、請願者の名義による請願は、これを受理しない。

発言の訂正を求めることができる。但し、訂正是字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。國務大臣、政府委員

その他の会議において発言した者について、また、同様とする。

会議録を訂正したことに対する対応

議長が異議を申立てたときは、議長は、討論を用いないで、議院に特務局に譲りこれを決する。

第一百五十三條 特務局に保存する会議録は、議長又は当日の会議を監理した副議長若しくは仮議長及び事務総長又はその代理者である参考事が、これに署名する。

第一百五十四条 会議録は印刷して各議員に配付し、且つ、一般に頒布する。

第一百五十五条 配付及び頒布する会議録には、國會法第六十三條により祕密を要するものと議決した部分及び同法第百十六條により議長が取消を命じた發言は、これを掲載しない。

第一百五十六条 請願書は、請願者の氏名(法人の場合にはその名称)及び住所(住所のない場合は居所)を記載したものでなければならない。

第一百五十七条 法律によつて法人と認められた者を除いては、総代の名義による請願は、これを受理しない。

発言の訂正を求めることができる。但し、訂正是字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。國務大臣、政府委員の提出は平穎になされなければならない。

第一百五十九條 議長は、請願文書表を作つて印刷させ、毎週二回、これを各議員に配付する。

請願文書表には、請願の趣旨、請願者の住所氏名、紹介議員の氏名及び受理の年月日を記載する。

第一百六十條 請願は、請願文書表の配付と同時に、議長が、これを適当な委員会に付託する。

第一百六十一條 裁判官の罷免を求める請願については、議長は、これを委員会に付託しないで訴追委員会に付託する。

第一百六十二條 委員会は、付託された順序により、請願書を審査する。

第一百六十三條 請願書は、議院の議決がなければ、これを印刷配付しない。

第一百六十四條 委員会は、審査の結果に従い、左の区別をして、議院に報告しなければならない。

一 議院の会議に付するを要するとするもの

二 議院の会議に付するを要しないもの

第十一章 請願

第一百五十九條 請願書は、請願者の住所(住所のない場合は居所)を記載したものでなければならない。

第一百六十條 請願書は、請願者の名義による請願は、これを受理しない。

発言の訂正を求めることができる。但し、訂正是字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。國務大臣、政府委員の提出は平穎になされなければならない。

するもの

の会議に付するを要するものと決定した請願については、委員会は、意見書案を附して、議院に特別報告を提出しなければならない。

前項の場合においても、少數意見の報告書は、これを提出することを妨げられない。

第一百六十六條 委員会において、議院の会議に付するを要しないものと決定した請願の報告に対して、一週間以内に、議員二十人以上から会議に付する要求がないときは、委員会の決定を確定とする。

第一百六十七條 議院は、陳情書その他ものであつてその内容が請願に適合するものは、これを受理して、請願書と同様に処理しなければならない。

第一百六十八條 議案を衆議院に移すときは、議長は、事務総長をしてこれを衆議院議長に傳達させる。

第一百六十九條 衆議院から議案を受取つたときは、議長は、これを議院に報告する。

第一百七十條 協議委員の選挙は、連記無名投票でこれを行う。

投票の最多数を得た者を當選人とする。但し、得票数が同じ者については、くじで當選人を定め

る。

議院は、協議委員の選任を議長に委任することができる。

協議委員に欠員を生じたときは、その選挙した方法によつて、補欠選挙を行う。

第一百七十一條 協議委員の議長の互選は、協議委員中の年長者が、これを管理する。

第一百七十二條 衆議院の回付案及び両院協議会の成案は、これを委員会に付託しない。

回付案に対する質疑討論は、成案の修正の範囲に限る。

第一百七十三條 両院協議会に関する規程、常任委員会合同審査会に関する規程及び両院法規委員会に関する規程は、議長が衆議院議長と協議した後、議院がこれを議決する。

第一百七十四條 審査又は調査のため、議員を派遣する場合は、議員の動議により、議院の議決を経なければならない。議長が、必要と認めたとき、また同様とする。

閉会中、議長は、議員の派遣を決定することができる。この場合においては、議長は、事後に議院に報告しなければならない。

第一百七十五條 審査又は調査のた

め、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出を求めることが

求めなければならない。委員は、そ

の委員長を通じて、これを求めるこ

とができる。

第一百七十六條 審査又は調査のた

め、会議に証人の出頭を求める動

議があるときは、議長は、議院に

詰りこれを決し、議長がその出頭

を求める。

委員会において証人の出頭を求

めることを議決したときは、議長

を経て、その出頭を求めるければ

ならない。

第一百七十七條 証人は、議院に出頭

誓人に、予めその証言の要旨を提

出することを求めることができ

る。

第一百七十八條 証人は、議院に出頭

して証言しなければならない。但

し、止むを得ない事由があるとき

は、文書で証言することができ

る。

第一百七十九條 証人が出頭したとき

は、宣誓書によつて、宣誓させた

後、その差言を許可する。

第一百八十條 証人の発言は、その証

言を求められた範囲を超えてはな

らない。

第十四章 請服及び辭職

第一節 請服

第一百八十一條 議員は、事故のため

に教員御議院に出席することがで

きないときは、予めその理由とす

べを記した請服書を議長に提出し

なければならない。議長は、一週

間を超えない請服については、こ

れを許可ることができる。一週

間を超えるものについては、こ

れを許可することができる。

公務、疾病その他一時的な事故

によつて議院に出席することができ

ないときは、その理由を記した

欠席届書を議長に提出しなければ

ならない。

第一百八十二条 請服の許可を得て旅

行する議員は、出発及び帰着の時

に、その旨を議長に届出なければ

ならない。

第一百八十三条 請服の許可を得た議

員が、その請暇の期間内に議院に

出席したときは、請服の許可是そ

の効力を失う。

第二節 辞職

第一百八十四条 辞職の許可を得た議

員は、辞表を議長に提出しなけれ

ばならない。

第一百八十五条 議長は、辞表を朗読

させ、討論を用ひないで、議院に

詰りその許否を決する。

第一百八十六条 辞表に無礼の言辭が

弁書によつて審査する。期日まで

に答弁書が提出されなかつたとき

は、ただ訴状によつて審査するこ

とができる。

第一百五章 資格等認

議員が資格を喪失したとき

及び被議員が資格を喪失したとき

に付託する。同時に、議長は、

訴状の副本を、資格争議を提起さ

た議員に付託する。同時に、議長は、

訴状の副本を、資格争議を提起さ

れた議員(これを被告訴員といふ)及び被告訴員に添達し、委員会の審査期間を通じて、その旨を議長に届出なければ

ならない。

第一百九十三条 審査を提起した議員

(これを原不議員といふ)及び被告訴員は、委員会の許可を得て、委員会に出席し発言することができる。

第一百九十四条 委員会は、審査に當つて必要があると認めたときは、

被告訴員が、天災、疾病その他

避け難い事由により、期日までに

答弁書を提出することができない

ことを証明したときは、議長は、

書の提出を要求しなければならぬ。

第一百九十五条 委員会は、議長に

審査期間の延長を求めることがで

きる。

第一百九十六条 委員会がその審査報

告を議長に提出したときは、議長

は、直ちにこれをその特別委員会に付託する。

第一百九十七条 委員会は、訴状及び

弁書によつて審査する。期日まで

に答弁書が提出されなかつたとき

は、ただ訴状によつて審査するこ

とができる。

第一百九十八条 委員会は、会議にお

いて、弁明のために数回の発言

をすることができる。

第一百九十九條 弁護人は、会議にお

いて、弁護することができる。

第二百九十九條 議院は、被告議員の資格の有無について、議決により、これを判決する。

資格のないことを議決するには、出席議員の三分の二以上の多数によることを要する。

第二百條 議院において判決したときは、議長は、議決の副本を作らせ、これを原告議員及び被告議員に送達しなければならない。

第十六章 紀律及び懲戒

第二百一條 すべて議員は、議院の品位を重んじなければならない。

第二百二條 議員は、議場又は委員会議室において、互いに敬称を用いなければならぬ。

第二百三條 議員は、議場又は委員会議室に入るとき、帽子、外套、傘、杖の類を著用又は携帯してはならない。但し、議長の許可を得た者は、杖を携帯することができる。

第二百四條 議場及び委員会議室においては、喫煙を禁ずる。

第二百五條 何人も、参考のためにするものの外は、議事中、新聞紙或は書籍の類を閲覗してはならない。

第二百六條 何人も、議事中、満り

に発言し又は騒いで、他人の発言を妨げてはならない。

第二百七條 何人も、議長の許可がなければ、演壇に登つてはならない。

第二百八條 議長が振鈴を鳴らしたときは、何人も沈黙しなければならない。

第二百九條 散会又は休憩に際して、議員は、議長が退席した後でなければ、退席してはならない。

第二百十條 すべて紀律についての問題は、議長がこれを決する。

第二百十一条 議長は、議院に詰りこれを決することができる。

第二百二十二条 散会又は休憩に際して、議員は、議長が退席した後でなければ、退席してはならない。

第二百二十三条 すべて傍聴人は、いかなる事由があつても、議場に入ることができない。

第二百二十四條 密密会議を開く議決があつたとき、又は傍聴席が監視があつたとき、議長は、議場を退場させ若しくは議事を妨害した傍聴人を退場させる。

第二百二十五條 委員長が議院に付する日附入りの公衆傍聴券を持参する者の傍聴席とする。

第二百二十六条 公衆席の半数は、議員が紹介し、事務総長が予め議員に配付する日傍聴券を所持する者の傍聴席とす

第二百二十七条 公衆席の半数は、議員が紹介し、事務総長が予め議員に配付する日傍聴券を所持する者の傍聴席とす

第二百二十八条 公衆席の半数は、議員が紹介し、事務総長が予め議員に配付する日傍聴券を所持する者の傍聴席とす

第二百二十九條 議長が取締のため必要と認める者は、傍聴席に入るこ

第二百三十條 議長が取締のため必要と認めたときは、議員は、傍聴人を検査せざるを許さない。

第二百三十一條 議長が取締のため必要と認めたときは、議員は、傍聴人を検査せざるを許さない。

者席に分ける。

第二百三十五條 公務員が、所属各省各廳の照会によつて傍聴を求めてきたときは、事務総長は、その数を限つて、傍聴券をその各省各廳に送付する。

第二百三十六條 公衆席の半数は、事務総長が会議日毎に発行する公衆傍聴券を所持する者の傍聴席とする。この傍聴券は、開議前に、議院において、先著順により、これを交付する。

第二百三十七条 傍聴人は、いかなる事由があつても、議場に入ることができない。

第二百三十八条 すべて傍聴人は、いかなる事由があつても、議場に入ることができない。

第二百三十九條 議長が取締のため必要と認めたときは、議員は、傍聴人を検査せざるを許さない。

第二百四十條 議長が取締のため必要と認めたときは、議員は、傍聴人を検査せざるを許さない。

第二百四十一條 議長が取締のため必要と認めたときは、議員は、傍聴人を検査せざるを許さない。

第二百四十二条 議長が取締のため必要と認めたときは、議員は、傍聴人を検査せざるを許さない。

第二百四十三条 議長が取締のため必要と認めたときは、議員は、傍聴人を検査せざるを許さない。

第二百四十四条 議長が取締のため必要と認めたときは、議員は、傍聴人を検査せざるを許さない。

第二百四十五条 議長が取締のため必要と認めたときは、議員は、傍聴人を検査せざるを許さない。

第二百四十六条 議長が取締のため必要と認めたときは、議員は、傍聴人を検査せざるを許さない。

第二百四十七条 議長が取締のため必要と認めたときは、議員は、傍聴人を検査せざるを許さない。

第二百四十八条 議長が取締のため必要と認めたときは、議員は、傍聴人を検査せざるを許さない。

第二百四十九條 議長が取締のため必要と認めたときは、議員は、傍聴人を検査せざるを許さない。

第二百五十條 議長が取締のため必要と認めたときは、議員は、傍聴人を検査せざるを許さない。

第二百五十二条 議長が取締のため必要と認めたときは、議員は、傍聴人を検査せざるを許さない。

第二百五十三条 議長が取締のため必要と認めたときは、議員は、傍聴人を検査せざるを許さない。

第二百五十四条 議長が取締のため必要と認めたときは、議員は、傍聴人を検査せざるを許さない。

第二百五十五条 議長が取締のため必要と認めたときは、議員は、傍聴人を検査せざるを許さない。

又は傍聴章を衛視に示し、衛視の指示する席に着かなければならぬ。

第二百三十九條 議長の制止又は発言取消の命令に従わない者に対する措置は、議長は、國會法第六十一条によりこれを処分するの外、なお、

懲罰事犯として、これを懲罰委員に付託する。

第二百四十條 國會法第六十三條により公表しないものを他に漏した議長が定める傍聴規則を遵守しなければならない。

第二百四十二条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百四十三条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百四十四条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百四十五条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百四十六条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百四十七条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百四十八条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百四十九條 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百五十條 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百五十二条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百五十三条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百五十四条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百五十五条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百五十六条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百五十七条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百五十八条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百五十九條 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百三十九條 議長の制止又は発言取消の命令に従わない者に対する措置は、議長は、國會法第六十一条によりこれを処分するの外、なお、

懲罰事犯として、これを懲罰委員に付託する。

第二百四十條 國會法第六十三條により公表しないものを他に漏した議長が定める傍聴規則を遵守しなければならない。

第二百四十二条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百四十三条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百四十四条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百四十五条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百四十六条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百四十七条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百四十八条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百四十九條 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百五十條 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百五十二条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百五十三条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百五十四条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百五十五条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百五十六条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百五十七条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百五十八条 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百五十九條 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

第二百六十條 すべて傍聴人は、議場に入ることができない。

し、又は他の議員をして代つて弁明させることができる。

第二百三十五條 懲罰の中、公開議場における戒告又は陳謝について

は、懲罰委員会がこれを起草し、その報告と共に、これを議長に提出する。

第二百三十六條 登院停止は、三十日を超えることができない。

數箇の懲罰事犯が併発した場合においても、登院停止は、前項の期間を超えることができない。

第二百三十七條 登院を停止された議員が特別委員である場合は、解任されたものとする。

第二百三十八條 登院を停止された議員がその停止期間内に登院したときは、議長は、直ちに退去を命ずる。その命令に従はないときは、議長は必要の処分をなし、更に懲罰委員会に付託することができる。

第二百三十九條 議院を騒がし、又は議院の休面を汚がし、その情狀が特に重い者に対する登院を停止し、又は除名することができる。

第二百四十條 懲罰委員会が、除名すべきものとして報告した事犯について、出席議員の三分の二以上が議決がなかつた場合に、議院は、他の懲罰を科することができる。

を議決したときは、その会議が祕密会であつた場合においても、議長は、公開の議場において、その懲罰を宣告しなければならない。

第十九章 司院法規委員会の委員その他の選舉

第二百四十二条 兩院法規委員会の委員の選舉は、連記無名投票でこ

れを行ひ。

得票の最多数を得た者を當選人とする。但し、得票数が同じときは、くじで當選人を定める。

議院は、選舉の手続を省略して、

その選任を議長に委託することができます。

第二百四十三條 強制裁判所の裁判員及び同予備員、參議院全國選出議員選管委員その他法律の定めるところにより、參議院議員の中から若干人を選出しなければならない各種の議員、委員その他のものの選舉については、すべて前述の規定を適用する。

第二百四十四条 法律の定めるところにより、參議院議員の中から一人を選出しなければならない各種の議員、委員その他のものの選舉については、すべて議長の選舉の例による。

議院は、選舉の手續を省略して、その選任を議長に委託することができる。

第二百四十五條 すべて議院規則の疑義は、議長がこれを決する。但し、議長は、議院に請り、これを決することができる。

○木内四郎君 只今議題となつておりまする參議院規則案につきまして、委員会におきまつする審議の経過並びに結果について御報告いたします。御承知

れども、現在におきましては、參議院の固有の議事規則といふものが存在いた

るようになつておきましたが、この規則案につきましては、參議院の規則によりまして、參議院の規則の例によると、

こういうことになつておりますのであります。

先づ第一に暫定參議院規則の例によつてきただけまするが、この暫定參議院規則は議院の成立までの問題を取扱つておる規定であります、それがいつまで行なつておる規定でありますと、その他の問題につきましては、今まで行なつておるといふことになつておりますけれども、この參議院規則も新憲法、新國会の下におきましては、どうもよく動かないのです。つまり、どうしてもこの原案によりまして、且つ主なる修正の点も合わせまして、大体について御説明いたしたいと思います。

先ず、この規則案の第一章におきましては、議院の成立及び役員の選舉について詳細に規定いたしました。又、第二章におきましては、内閣總理大臣の指名について規定いたしました。第三章におきましては、開会式、又第四章におきましては、会期の決定、規定を設けたのであります。この第一章乃至第四章の規定は、大体暫定

十五名の者が、休会中度々会合いたしましたとして研究いたしまして、そうして衆議院の方とも連絡をとり、又関係方面とも十分連絡をとりまして、二つの成案を得まして、去る二十三日に本院に提出いたしたのあります。その案が即ちこの原案になつておるのであります。これが直ちに議院運営委員会に付託されたのであります。ところが議院運営委員会におきましては、更に慎重審議をいたしました結果、一致、お手許に配付してありますように修正を加えまして、可決確定すべきものと議決いたした次第であります。

それから更に第五章におきましては、議案の発議及び撤回について規定いたしました。この規定におきましては、議員の立法意思を尊重する國会法の精神を承けまして、議員はただ一人でも議案を発議することができるといふふうに規定した点は、特に御注意願いたいと思うのであります。

更に第六章におきましては、議案の付託について規定いたしました。この点につきましても、既に御承知のよう

に國会法によりまして、議案は原則と

して先づ委員会に付託して、そうして委員会の審議を経た後に、これを本会議にかける。こういうふうになつておるのであります。この点は、從來の衆議院の取扱い、又貴族院の取扱い等と

が參議院議長と協議した後に、臨時会

議會におきましては、会期の初めに議長

が議院規則をそのまま採用いたした

のでありまして、特に御説明申上げるような点はないのであります。

ただこの第二十二條におきまして、原案におきましては、会期の初めに議長

も連つておりますので、既に國会法に

とになつておりましたけれども、いろ

いろ研究しました結果修正いたしま

して、必ずしも会期の初めに決定するこ

とが必要でない。議長はこの会期におきま

るが議院運営委員会におきましては、

更に慎重審議をいたしました結果、一

部につきまして修正を加えた方がいい

といふ結論に到達いたしました。全会

一致、お手許に配付してありますよう

な修正を加えまして、可決確定すべき

ものと議決いたした次第であります。

それから更に第五章におきましては、議案の発議及び撤回について規定

いたしました。この規定におきましては、議員の立法意思を尊重する國会法の精神を承けまして、議員はただ一人でも議案を発議することができるといふふうに規定した点は、特に御注意願

いたいと思うのであります。

更に第六章におきましては、議案の付託について規定いたしました。この

点につきましても、既に御承知のよう

に國会法によりまして、議案は原則と

して先づ委員会に付託して、そうして

委員会の審議を経た後に、これを本会

議にかける。こういうふうになつてお

るのであります。この点は、從來の衆

議院の取扱い、又貴族院の取扱い等と

が參議院議長と協議した後に、臨時会

議會におきましては、会期の初めに議長

が議院規則をそのまま採用いたした

規定してあることではありますけれども、特に注意すべき点であると思うのであります。

更に第七章におきましては委員会について規定いたしておるのであります。五箇に分ちまして詳細に規定いたしておるのであります。第一節に於きましては通則を掲げ、第二節におきましては公聴会について規定し、第三節においては公聴会について規定し、第四節におきましては委員会の報告、第五節におきましては常任委員会、第六節におきましては特別委員会、こういふ五箇に分つて詳細に亘つて規定いたしておるのであります。その規定の中、原案の第三十二條は國会法第四十一条との關係をも考慮いたしまして、この際これを削除いたしまして、実際上の運用に委ねる方が適当であるという結論に到達いたしました。

更に第三十六條におきましては、「鶴院運営委員会及び國書館運営委員会は、國院又は國書館の運営に關しては、會議中、何時でも、委員会を開くことができる」ということになつておつたのを承認した事件、及び議長の承認した事件について審査をすることができるということが三十四條と三十五條に書いてあるのであります。三十六條におきましては、各委員会共その取扱う事件といたしまして、議院から付託を受けた事件、及び議長の承認した事件について審査をすることができる

委員会は、議院又は國書館の運営に關しましては、会期中、何時でも、委員会を開くことができるということになつておりますが、同時に三十四條、三十條の適用によりまして、付託事件及び承認事件につきましても審査をすることができるという趣旨を明らかにいたしますために「前二條の規定によるもの外」という字をここに加えることにいたしました。この自由公聴会に関する規定におきましては、國会法第五十一條の規定を承けまして、十二箇條に亘つて詳細に規定を設けたのであります。この点につきましては六十三條及び七十二條に極めて小さな修正を加えることにいたしましたが、特に御説明申上げるまでもないと思ふます。

次に第八章においては会議について規定いたしましたが、これも七箇に分ちまして詳細に規定いたしました。第一節におきましては、開議、散会及び延会について規定いたし、第二節におきましては議事日程について規定いたしました。第三節におきましては動議について規定し、第四節は発言、第五節におきましては修正について規定し、更に第六節におきましては議事進行について規定いたしました。第三章におきましては開議、第十二章に參議院との關係について規定し、第十章につきましては會議、更に第十一章におきましては請願、第十二章に參議院との關係について規定いたしておられます。又更に第十一章におきましては國民及び官廳との關係について規定しております。この規定によれば、國會法百三條の規定を承けまして、議員の國政調査に關する規定としておきます。この規定によれば、國會法百三條に規定いたしておるのであります。この会議の中特に御説明申上げたいと思ふますのは、この自由討論の筋であ

ります。當初は簡単に二箇條の規定を置いておりまして、その實際上の運営は議長にお委せする。こういうことにあります。

「委員長の要求又は」という文字をこのに加えることにいたしましたのであります。又更に百七十五條につきましても五十二條までに亘つて、これを詳細に規定することにいたしましたのであります。即ち修正案の百四十四條乃至百五十二條までに亘つて、これを詳細に規定する事項にいたしました。この自由討議におきましては二つの場合を予想いたしておるのであります。委員長は議長に規定いたしましたのであります。即ち

「委員長の要求又は」という文字をこのに加えることにいたしましたのであります。又更に百七十五條につきましても五十二條までに亘つて、これを詳細に規定する事項にいたしましたのであります。即ち修正案の百四十四條乃至百五十二條までに亘つて、これを詳細に規定する事項にいたしました。この自由討議におきましては二つの場合を予想いたしておるのであります。委員長は議長に規定いたしましたのであります。即ち

「委員長の要求又は」という文字をこのに加えることにいたしましたのであります。又更に百七十五條につきましても五十二條までに亘つて、これを詳細に規定する事項にいたしましたのであります。即ち修正案の百四十四條乃至百五十二條までに亘つて、これを詳細に規定する事項にいたしましたのであります。即ち

「委員長の要求又は」という文字をこのに加えることにいたしましたのであります。又更に百七十五條につきましても五十二條までに亘つて、これを詳細に規定する事項にいたしましたのであります。即ち

「委員長の要求又は」という文字をこのに加えることにいたしましたのであります。又更に百七十五條につきましても五十二條までに亘つて、これを詳細に規定する事項にいたしましたのであります。即ち

「委員長の要求又は」という文字をこのに加えることにいたしましたのであります。又更に百七十五條につきましても五十二條までに亘つて、これを詳細に規定する事項にいたしましたのであります。即ち

「委員長の要求又は」という文字をこのに加えることにいたしましたのであります。又更に百七十五條につきましても五十二條までに亘つて、これを詳細に規定する事項にいたしましたのであります。即ち

「委員長の要求又は」という文字をこのに加えることにいたしましたのであります。又更に百七十五條につきましても五十二條までに亘つて、これを詳細に規定する事項にいたしましたのであります。即ち

につきまして、この機会に深く感謝の意を表しておきたいと思うのであります

簡単であります。けれども、これを
以て御報告いたしたいと思います。

○園長(松平恒雄君) 別に御発言もなければこれより採決をいたします。委員長報告は修正報告でござります。本案全部委員長の報告の通り可決することに賛成の諸君の起立を願います。

○議長(松平恒雄君) 全会一致と認めます。よって委議院規則はこれにて確定成し立いたしました。議長は諸君と並んで本規則によつて、參議院の運営に引きを期したいと存じます。

〔本居宣長の辭職願〕

私儀昭和二十二年六月十二日付、
以テ昭和二十二年勅令第一号ニ基キ
同令第四條ノ覺書該當者ト指定サル
マシタノデ辭職願ヲ提出致シマス
昭和二十二年六月十七日
鹿児島縣始良郡東院分村小一
三八七

參議院議員 中馬猪之吉

參議院議長松平恒雄嚴
○議長(松平恒雄) 中馬猪之吉君が
辭職を許可することに御異議はござ
ませんか。

「是れ敢なし」と呼ぶ者あり」
○議長(松平恒雄) 御異議ないと御
させんが、

あります。上にて説明することに差し支

次の議事日程は決算改定公報を以て
御通知いたします。

午前十時二十九分散会

〔参考〕
六月二十二日議長において、左の通
り議席を変更した。

岩崎正三郎君	齊	岩木哲夫君	稻垣平太郎君	佐々木鹿城村	鬼丸義齊君
森下政一君	小泉秀吉君	塚本重藏君	林屋龜次郎君	中井光次君	木内四郎君
森下政一君	小泉秀吉君	塚本重藏君	北村一男君	北村一男君	加藤常太郎君
森下政一君	西川昌夫君	塚本重藏君	北村一男君	北村一男君	加藤常太郎君
淺岡信夫君	木下盛雖君	栗栖超夫君	栗栖超夫君	木下八郎君	木下八郎君
淺岡信夫君	木下盛雖君	栗栖超夫君	栗栖超夫君	木下八郎君	木下八郎君
大屋英雄君	中山寺尾英三君	奥主一郎君	奥主一郎君	大屋英雄君	大屋英雄君
大屋英雄君	中山寺尾英三君	鈴木安孝君	鈴木安孝君	大屋英雄君	大屋英雄君
大屋英雄君	中山寺尾英三君	鈴木安孝君	鈴木安孝君	大屋英雄君	大屋英雄君
大野木秀次郎君	森田豊壽君	佐佐間君	佐佐間君	大野木秀次郎君	大野木秀次郎君
大野木秀次郎君	森田豊壽君	佐佐間君	佐佐間君	大野木秀次郎君	大野木秀次郎君
板谷順助君	小林英三君	高橋君	高橋君	板谷順助君	板谷順助君
政喜君	今泉	政喜君	政喜君	政喜君	政喜君

出席者は左の通り。	黒川	松野	喜内君
板野	玉屋	武雄君	喜章君
西田	大隅	政二君	憲二君
天香君	深水	六郎君	仲子
	平岡	市三君	監君
	尾形六郎	伊龍君	兵衛君
	國		
	小野	光洋君	
	中川	幸平君	
	島松勝左衛門君		
	重宗	雄三君	
	西山	亀七君	
	木繪三四郎君		
	大隈	信幸君	
	橋本萬石	鶴門君	
	池田七郎	兵衛君	
	左藤	義詮君	
	小串	清一君	
	永久保基	作君	
	平沼彌太郎君		
九	國井	淳一君	
一三	栗山	良夫君	
一四	佐々木良作君		
二一	栗栖	超夫君	
二二	九鬼紋十郎君		
四九	三好	始君	
一四八	若木	勝蔵君	
	細川	嘉六君	
	藤田	芳雄君	

栗山	良夫君	傳一君	正君
岩間			
川上	正男君	嘉君	
小林三郎君			
堀越	儀郎君		
山下	義信君		
岡本	愛祐君		
島津	忠彦君		
鈴木	直人君		
楠見	義男君		
藤井	丙午君		
服部	教一君		
姫井	恒雄君		
寺尾	博君		
松平	才子君		
赤木	正雄君		
岡部	常君		
總植眞六郎君			
早川	儀一君		
小川	友三君		
下條	康麿君		
竹下	豐次君		
鈴木	憲一君		
高橋龍太郎君			
野田	俊作君		
梅原	眞隆君		
内村	清次君		
下條	恭兵君		
梅津	錦一君		
平野	成子君		
河崎	ナツ君		
木下	源吾君		
羽生	三七君		
新谷寅三郎君			
吉川末次郎君			
栗山	良夫君	佐々木良作君	千田
星野	芳樹君	玉置吉之丞君	
堀越	儀郎君	波多野林一君	
山下	義信君	江熊哲翁君	
岡本	愛祐君	宿谷榮一君	
島津	忠彦君	高田寛君	
鈴木	直人君	小野哲君	
楠見	義男君	青山正一君	
藤井	丙午君	赤澤與仁君	
服部	教一君	市來乙彦君	
姫井	恒雄君	伊達源一郎君	
寺尾	博君	飯田精太郎君	
松平	才子君	松村眞一郎君	
赤木	正雄君	伊藤保平君	
岡部	常君	藤野繁雄君	
總植眞六郎君		柏木廉治君	
早川	儀一君	岩男仁藏君	
小川	友三君	奥むねお君	
下條	康麿君	北條秀一君	
竹下	豊次君	矢野西雄君	
鈴木	憲一君	佐佐弘雄君	
高橋龍太郎君		駒井藤平君	
野田	俊作君	木下辰雄君	
梅原	眞隆君	佐藤信武君	
内村	清次君	田中耕太郎君	
下條	恭兵君	カニエ邦彦君	
梅津	錦一君	木村義八郎君	
平野	成子君	山田節男君	
河崎	ナツ君	石川寅藏君	
木下	源吾君	堀内金子	
羽生	三七君	赤松洋文君	
新谷寅三郎君		常子君	
吉川末次郎君		到君	
栗山	良夫君	准吉君	
星野	芳樹君	洋文君	
堀越	儀郎君		
山下	義信君		
岡本	愛祐君		
島津	忠彦君		
鈴木	直人君		
楠見	義男君		
藤井	丙午君		
服部	教一君		
姫井	恒雄君		
寺尾	博君		
松平	才子君		
赤木	正雄君		
岡部	常君		
總植眞六郎君			
早川	儀一君		
小川	友三君		
下條	康麿君		
竹下	豊次君		
鈴木	憲一君		
高橋龍太郎君			
野田	俊作君		
梅原	眞隆君		
内村	清次君		
下條	恭兵君		
梅津	錦一君		
平野	成子君		
河崎	ナツ君		
木下	源吾君		
羽生	三七君		
新谷寅三郎君			
吉川末次郎君			

四月二十三日議長において
り議席を変更した。左の通

定價一部一圓四十錢